令和 5年 2月 7日要 綱 第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号)第3条及び第4条に基づき、市が愛知県後期高齢者医療広域連合から受託している後期高齢者医療健康診査(以下「健康診査」という。)の受診機会の充実を図るため、健康診査に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 健康診査の費用の補助を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該 当する者とする。
- (1)健康診査を受診した日(以下「受診日」という。)において、市が実施する健康診査の受診対象者で、当該健康診査を受診していないもの
- (2) 受診日において、本市以外の県外市区町村に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたもの(介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項の都道府県知事の指定を受けていないものに限る。)をいう。)に入居している者
- (3) 受診日において、前号に規定する特定施設の所在する市区町村に住所を有し、 当該市区町村の住民基本台帳に記載されており、高齢者の医療の確保に関する法 律(昭和57年法律第80号)第55条に規定する特例に該当する後期高齢者医 療の被保険者
- (4) 健康診査の費用の補助金を申請するときに、次の事項に同意した者 ア 市が健康診査の結果を保存し、必要に応じて保健事業等に活用すること。
 - イ 市が健康診査の結果のデータファイルを匿名化し、国及び県への実施結果報告として部分的に提出すること。
 - ウ 市が健康診査の受診について不明な点がある場合に、健康診査の実施機関 (以下「実施機関」という。)に問い合わせること。

(補助の要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に交付し、それぞれ1年度当た り1回を限度とする。

- (1) 愛知県後期高齢者医療健康診査事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第 4条に規定された項目を受診した者
- (2) 市が独自に設定している項目(尿潜血及び血清クレアチニン検査(eGFRによる腎機能の評価を含む。)。以下「市独自項目」という。)を受診した者(補助金の額)
- 第4条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。
 - (1) 前条の健康診査に直接要した費用として、実施機関に支払った自己負担額
 - (2)健康診査を受診した年度において、市と一般社団法人東名古屋医師会の間で締結した契約に定める額

(補助金の申請)

- 第5条 健康診査の費用の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 受診日の属する年度の末日(日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和2 3年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その直前の休日以外の日) までに、日進市後期高齢者医療健康診査費用補助金申請書兼実績報告書(第1号様 式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 実施要綱第4条に規定する項目及び市独自項目の健康診査結果の写し
 - (2) 実施機関の名称及び受診者の氏名が明記された健康診査の費用に係る領収書の 写し
 - (3)後期高齢者医療健康診査内容確認票(第2号様式)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の 交付の適否を決定し、日進市後期高齢者医療健康診査費用補助金交付・不交付決定 通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第7条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
 - (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正行為があったとき。
 - (2) その他市長が補助金を交付することが不適当であると認めるとき。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。